

令和7年第6回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年6月19日(木) 午後2時55分～午後3時30分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員13名・推進委員3名)

会 長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助

4番 渡邊 秀行

5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康

7番 高萩 幸一

8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子

10番 藤田 監次

11番 鈴木 敏夫

13番 星 實

14番 須藤 芳浩

推進委員

塩田 喜一 陣野 康浩 根本 勝彦

4. 欠席委員

12番 根本 秀男

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、12番 根本 秀男 委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員13名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、4番 渡邊 秀行 委員、5番 金澤 俊夫 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議	長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第1号について、朗読を持って説明。
議	長	ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議	長	質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議	長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。議題の内容について事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告ではありますが、根本勝彦 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		番号1の調査結果について、ご報告いたします。 6月6日、午前9時25分から、事務局の深谷さん、高萩農業委員、申請人両名から委任を受けた●●●●●さん立会いのもと、現地調査を行ってまいりました。申請内容は、只今事務局が説明したとおり農地法第3条の規定による所有権移転であります。 まず、現地につきましては、稲が作付けされている状況でありました。今回の申請について、譲渡人は高齢で一人暮らしであるため、農地の管理や水路の維持管理が困難なことを踏まえ、当該地の譲渡を考えていた所であり、また、譲受人は経営規模拡大を検討していた所、申請地が譲受人の耕作地と隣接していたことから、話がまとまり、今回の申請となったものであります。なお譲受人は10,000㎡程度の経

		営面積があり、農機具等の所有や農作業従事要件、さらに農業作業の効率化など、農地法第3条第2項に掲げる要件に該当する項目はなく、許可相当であるものと判断してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。以上です。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号2について事務局より説明願います。
事	務 局	番号2について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。陣野康浩 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号2の調査結果について、ご報告いたします。 6月6日、午前9時50分より、申請地において、申請人から委任を受けた●●●●●さん立会のもと、農業委員 高萩さん、事務局 深谷さんと調査を行ってまいりました。事務局からの説明のとおり、売買により所有権を移転するものです。申請地は、一部は委託して作付けを行ってまいりました。その他については保全管理のみ行っている状況にありました。 売買後は、譲受人が草刈りと耕起をし、作付けをしていくとのことでした。 なお、譲受人は、申請地付近で40年にわたり営農しており、作付けと農地の整備をするための農機具を保持してまいりました。 そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」

議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号 3 について事務局より説明願います。
事	務 局	番号 3 について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。陣野康浩 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号 3 の調査結果について、ご報告いたします。 6 月 6 日、午前 10 時 5 分より、申請地において、申請人から委任を受けた●●●●さん立会いのもと、農業委員 高萩さん、事務局 深谷さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、売買による所有権移転をするものです。 申請地は、現在、保全管理のみ行われている状況にありました。 なお、譲受人は、申請地区内で 30 年にわたり営農しており、農機具等については、トラクターや耕耘機などを保持しております。 そのため、肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく意見決定について」を議題とします。議題の内容について事務局より説明願います。
事	務 局	議案第 2 号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。塩田喜一推進委員に調査をお願いしております

		ので、調査結果の報告を求めます。
塩田推進委員		番号１の調査結果についてご報告いたします。 ６月６日午前１０時４０分より申請地において、申請人から委任を受けた●●●●●さん立会いのもと、高萩委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 申請地では、造成等を行わず、整地のみ行いますので、土砂流出の恐れはありません。また、雨水は敷地内に自然浸透としますが、大雨の際は、現存の土側溝に流れるようになり、汚水の発生もありません。 申請地周辺は、北側に町道を挟んで住宅地、東側に雑種地、南側に原野、西側に農地となっておりますが、境界より十分距離を確保してパネルを設置するため、日照等の影響はございません。さらには、西側に耕作用道路を設けますので、集団農地の蚕食分断にも影響はないと判断してまいりました。 委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
議	長	ひとつよろしいですか。地上権について詳しく説明してもらえますか。
事務局		はい。今回の太陽光発電のように長期的に土地を利用することが想定されるケースでは地上権が設定されることがあります。地上権というのは物権で、工作物を所有するために土地を使用することができる権利です。また、地主の承諾なく譲渡・転貸ができますが、賃借権はそうはいきません。さらに、登記をすることで、第三者にも権利を主張できるようになります。 以上で、よろしいでしょうか。
議	長	ありがとうございます。 ほかに、質疑ありませんか。
全委員		「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員		「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議	長	議案第３号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容について事務局より説明願います。
事務局		議案第３号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。

根本推進委員		番号１の調査結果についてご報告いたします。 ６月６日午前９時より申請地において、申請人から委任を受けた●●●●●さん立会いのもと、高萩委員と事務局の深谷さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 まず、現地においては既に庭園として利用されている状況にありました。 なお、現状において取水は行っておらず、雨水は敷地内に自然浸透とし、汚水は発生しません。また、近隣農地への影響もなく、追認はやむを得ないものと判断してまいりました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	協議第１号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		協議第１号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全	委 員	「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第１号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和７年第６回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦勞様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和7年6月19日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 4 番委員

5 番委員